



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1

代々木1丁目ビル 14 階

TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 税務署の処分に不服があるときは

はじめに

税務調査では、ときに納税者が予期しない更正、決定等の処分を受けることがあります。

課税当局との見解の相違等により納得のいかなる処分がなされた場合に、納税者は税務署長等に対して、処分の取消等を求めることが認められています。

ここでは、納税者が税務署長等が行った処分に対して不服がある場合に利用することができる制度についてご紹介させていただきます。

1. 異議申立て

税務署長等が、税務調査の結果等に基づき行う更正、決定などの処分に不服があるとき、まず納税者は処分があったことを知った日の翌日から2か月以内（改正後（注）は3か月以内）に、税務署長に対して「異議申立て」をすることができます。

これを受け、税務署長等は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果を「異議決定」し納税者に通知します。

この「異議決定」により納税者にとって不利となるような変更がされることはありません。

（注）平成26年6月に、行政不服審査法関連三法が成立し、国税に関する不服申立制度について見直しがされています。改正事項の施行日については、公布日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、現時点では未確定です。

なお、国税庁が公表している平成26年度の異議申立ての処理件数は全体で2,745件あり、そのうち納税者の主張が認容された件数は256件（9.3%）となっています。

2. 審査請求

税務署長等の異議決定を受けた後、なお処分に不服があるときは、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に（又は「異議申立て」後3か月を経過しても「異議決定」がなされない場合も）、国税不服審判所長に対して「審査請求」をすることができます。

青色申告書に係る更正に不服があるとき（改正後（注）それ以外の場合でも）などは、処分があ

ったことを知った日の翌日から2か月以内（改正後（注）は3か月以内）に異議申立てを経ないで、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることもできます。

国税不服審判所長は、納税者の不服の内容について審査し、その結果「裁決」を納税者と税務署長等に通知します。

「異議申立て」「審査請求」とも、申立てがなされたという理由のみで、原処分の執行が停止されることはありません。

国税不服審判所の公表している平成26年度の審査請求の件数は全体で2,980件あり、そのうち納税者の主張が認容された件数は239件（8.0%）となっています。

3. 訴訟

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起すことができます。

前述の「異議申立て」と「審査請求」が行政庁に対し救済を求める手続であるのに対し、「訴訟」は司法の場に救済を求める手続という違いがあります。

最高裁までもつれるようなケースでは提訴から3年程かかるケースもあり、相当の労力を費やすこととなります。

国税庁が公表している平成26年度の訴訟の最終件数は全体で280件あり、そのうち納税者が全面勝訴又は一部勝訴した件数は19件（6.8%）となっています。

おわりに

以上のおり納税者には、納得のいかなる処分に対する対抗手段が用意されていますが、いずれの手続も実務上大きな負担であることは間違いありません。

税務調査等で論点になりそうな取引については、いざ調査になったときにあわてて対応するのではなく、日頃の経理業務の中で都度検討し、解決しておくことが理想的です。

（担当：大山）

TEL.03 (5350) 7435 otoiawase@koyano-cpa.gr.jp

http://www.koyano-cpa.gr.jp/ ©KOYANO C. P. A OFFICE 無断転載・引用禁止